

19世紀前半のフランスにおける慈善事務所の役割

林 信 明

慈善事務所は、フランス革命期の1796年、貧しい人びとを救済するために設けられた公的機関である。しかし実際は、革命の混乱で実動するまでには至らなかった。慈善事務所の存在が知られるようになるのは、ナポレオン帝政下においてである。その後、この事務所はいくども名称をかえながら、今日の自治体社会福祉活動センター（CCAS: Centre communal d'action sociale）に至る。総じていえば、19世紀前半は産業資本主義の形成過程の最中において、社会救済への国家の関与は希薄であった。本論では、とりわけ国家責任が曖昧な当時において、慈善事務所がどのような役割を果たしたかについて論及する。

キーワード：貧しい人びと、パリ慈善事務所、ミュルーズ慈善事務所、収支分析

The Bureau of Assistance was officially established in 1796 during the French Revolution, in order to save the poor people. However, this institution did not actually work, due to confusion under the revolution. It became to be known at the regime of Napoléon I. Afterward this bureau has often changed its name, and is now called the Community Center of Social Action (CCAS).

In general, during the first half of the 19th century when industrialized capitalism had been still developing, there was few governmental commitment to the social assistance. This paper focuses on social roles of the Bureau of Assistance in this period when the governmental responsibility was undefined.

Key words : Poors, Bureau of Assistance in Paris, Bureau of Assistance in Mulhouse, Analysis of income and outgo.

はじめに

一体、フランス革命後の19世紀前半において、貧しい人びとの生存はいかなる組織によって、どの程度保障されていたのであろうか。多くは、自治体の外郭団体のような立場に置かれた慈善事務所や宗教団体による慈善救済活動が見られる程度である。そこで、当時の社会救済状況について大雑把な理解を得るために、『19世紀フランス辞典』（2002年）の「救済」項目を引用したい。

「19世紀は働くことができる貧者と、もはや労働がかなわない老人や障害者、あるいはまだ働くことができない子どもとの間に処遇の区別をつけ、救済は後者に向けられた。年代的に言えば、1800

年～1848年は公的救済の役割が脆弱な時代であった。施設による救済が中心で、それに慈善事務所が行う在宅救護がつけ加わった。食料配給所で食料の一時救援や診療所で治療を与えるために、民間の協会が設けられた。デレセール博愛協会や聖ヴァンサン・ド・ポール協会がその例である。七月王政は、貯蓄金庫や共済会など、柔軟で民間的な救援組織を押し進めた。全体として、救済費の支出はほどよく、国の収入の0.3%に相当し、財政負担は自治体が45%、民間の寄付が52%、国の補助が3%であった。次に、1848年～1870年は集団的生活防衛の思想が生まれる時代である。社会的不幸と失業を伴う1848年の危機は、国家を社会的保護に関与させた。国の退職金庫が1850年6月に設置され、第二帝政は認可された共済会を補助し

たが、労働者はこの公的救済を監視とみなし警戒した。したがって、国は1893年の無料医療救済法の制定時まで救済に積極的関与をしなかったのである」¹⁾。

上記の引用文は、ここで検討すべき課題と方向性をすでに予示しているように思われる。すなわち、誰がフランス革命によって瓦解した社会救済制度に責任を負うのかという問題である。このことが、慈善事務所を研究対象とした所以である。

I. 慈善事務所の歴史、関係法令および統計データ

1. 慈善事務所の歴史

まず最初に、慈善事務所(Bureaux de bienfaisance)の歴史について一瞥を与えておきたい。慈善事務所の起源は、16世紀前半、フランス王1世がパリの極貧者を在宅支援するために設けた「救貧事務所」(Grand bureau des pauvres)に端を発する。救貧事務所は教区の慈善活動と一線を画しながら、アンシャン・レジーム期を通じて世俗的救済活動を担ってきた。

ところで、フランス革命期の1793年、カルバドス地方のカーンで人民の代表、ジャック・ラブランシュ(Jacques Laplanche)が「愛徳事務所」

(Bureaux de charité)を創設したが、この事務所は任意の収入や拠出金による不確な財源による運営であった²⁾。そこで3年後の共和暦5年フリメール7日(1796年11月27日)の法律が公式に慈善事務所(Bureaux de bienfaisance)を発足させたのである。財源は観劇の収入に対して課せられた税金、救貧税(Droit des pauvres, Droit des indigents)によって担保された。さらに、ナポレオン時代に入ると、ローマ教皇との和解の結果、慈善事務所は教区の司祭たちと協力しながら、貧しい家族の救援に努めた。

その後、慈善事務所は19世紀中を通じて地域社会の貧しい人びとの救援に当たってきたが、19世紀末、1893年7月15日の医療無料救済法の制定にともない、救済事務所(Bureaux d'assistance)の設置が義務づけられ、ここで生活資力を奪われた病人を在宅もしくは病院で受け止めることになった。これら二つの公的機関は、お互いに補完し合いながら、等しく援助の申請を受け付けていたのである。第二次世界大戦後の1953年11月15日の法律によって「慈善」(Bienfaisance)や「救済」(Assistance)という用語が消え、「社会扶助=福祉」(Aide sociale)となり、従来の慈善事務所と救済事務所を再編した社会福祉事務所(Bureaux d'aide sociale)が生まれた。しかし、ミッテラン政権下の1986年に社会福祉事務所に代えて、自治体社会福祉活動センター(Centre communal d'action sociale = CCAS)に生まれ変わり、現在に至っているのである。

2. 関係法令

慈善事務所に関する法令規則として特に重要なものは、下記のものである。

- ① 共和暦5年フリメール7日(1796年11月27日)の入場料の十分の一を貧者のために、および慈善事務所の創設のために6か月間徴収する法律
- ② 共和暦10年ニヴォーズ(1802年12月)の慈善事務所の設立と在宅救護に関する通達
- ③ 1821年10月31日の救済施設と慈善事務所の管理に関する王令(オルドナンス)
- ④ 1823年2月8日の救済施設と慈善事務所の管



図はAndré Gueslin et Pierre Guillaume, *De la charité médiévale à la sécurité sociale*, 1992. の表紙から転載したものである。パリの慈善事務所の一つへ救済登録にやってきた人びとの様子を描いているものと思われる。

理と会計に関する指令

⑤ 1831年9月24日の慈善事務所の組織に関する商務大臣の命令（アレテ）

これらの法令規則の基本を抜き出し集成したのが1841年に出版された『慈善管理法典』³⁾である。

慈善事務所の組織と構成は、次の通りである。

- ・各自治体に、もしくは少なくとも地方当局者が必要と判断した自治体すべてに、慈善事務所が設置されなければならない（①④）。
- ・慈善事務所は各自治体において5名の委員で構成される（①③）。
- ・県知事は、予算を調整する慈善事務所の委員を指名する。メンバーの指名の方法と更新に関して、救済施設の管理委員会が定める規則は、各慈善事務所に共通である（③）。
- ・都市にある区の慈善事務所は、委任するに相応しい仕事と判断した場合、補助人や愛徳婦人にそれを委ねることができる（③）。
- ・救済施設の人員の指名と処遇について定める規則が同様に適用される（③④、ord. 6 juin 1830）。

また、サービスの基準についていえば、県知事は、有用と判断した場合、慈善事務所のサービスのための基準の作成を行うことができる。この基準は原則的に以下のことを決定しなければならない。すなわち、

- ・事務所の会議の回数と日程
- ・人員の数と職務
- ・サービスへの認定様式
- ・サービスの割当のための基準

これらは、慈善事務所を通じて県知事の認可を受ける。

中でも、在宅救護の実施についていえば、慈善事務所は、在宅の貧困者を救護するために、措置できる財源を割当なければならない（①）。

- ・慈善事務所が救済施設に入所している貧者のための財源を在宅救護に当てることは認められない。
- ・慈善事務所が配慮すべき重要な点は、救援を求めて事務所を訪れた貧者が、共和暦2年ヴァンデミエール24日の法律が定める救護地を有しているかどうかを確認することである⁴⁾。

- ・慈善事務所は、救済された貧者すべてを記載したリストを持っていることが望ましい。

このリストは二つに分けられており、一つは一時的に救済された貧者用、もう一つは通年救済された貧者用である。前者は、負傷者、病人、妊産婦、捨て子、孤児や異常な形で発見された者用であり、後者は、盲人、麻痺患者、癌患者、障害者、老人、低年齢の子どもが多い家族の世帯主用である。通年の救護を与えなければならない障害は、慈善事務所付きの医師によって証明されなければならない。当のリストは、事務所が一括して保管する。そこへ事務所が救援できない人びとを含めてはならない。このリストの作成は厳密に行われることが望ましい。なぜなら、すべての貧者を救うことがむずかしいために、選択が行われるからである。選択にはもっとも不幸な人のために公正と人間愛が求められる。

- ・この審査は年齢、障害度、子どもの数、不幸の原因、自由にできる生活資力を対象とする。貧者に救護を認めさせた動機がもはや存在しなくなった時点から、救援は終了する。もはや他に必要でない場合も同様に終了する。貧者が受け取った救援金を乱用した場合、罰せられる。以後救援を与えないという罰則である。救援は出来るかぎり、現物で行われる。パン、スープ、衣類、燃料は現金給付よりも貧者の必要度を満たす。野菜入りのスープは作りやすく経済的である。特に、労働能力を有する貧者には農場経営者のもとであれ、作業所であれ、仕事を与えなければならない（②④）。

最後に、慈善事務所の財源、次のもので賄われた⁵⁾。

- ・共和暦5年ヴァントーズ20日法によって返還された財産、および有償または無償で獲得することを認められた財産
- ・受理を認められた贈与金および遺贈金
- ・観劇、舞踏会、演奏会等に対する税、劇場への入場券に対する10分の1付加税、舞踏会や演奏会の入場券の4分の1など1809年12月3日のデクレが定める税金
- ・議会が自治体の基金に提供した補助金
- ・下賜金、義捐金、寄附金、募金等

3. 統計データ

フランスでは、1833年から初めて救済統計に関する公式文書が発表されるようになる。

下記にそのデータを挙げ、当時の救済状況を押さえておきたい。

表1 1833年の救済統計

	施設数等	被救済者数	経費
医療・救済施設	1,329	152,830	52,222,152fr.
慈善事務所	6,275	695,932	10,315,768fr.
公益質屋	42	5,000,000	35,000,000fr.
遺棄児の救済	-	127,507	10,242,262fr.
精神医療施設	66	12,000	年一人当たり400fr.
合計		5,988,269	107,780,182fr.

出典：Code de l'administration charitable, 1841, pp.v-vi.
略記号 fr. はフランである。

上記の通り、1833年の被救済者総数は988,769人であり、当時の人口約3,300万人から算出すると、3%であり、余り多くはない。ただしデータを読む場合、法令でどのように定められていようと、適用に当たっては当局に自由裁量権が与えられており、それによって内実が左右されることはいうまでもない。

また、1833年の医療・社会救済施設と慈善事務所の財政については、収入が161,786,009フラン88サンティームであり、支出は147,574,77フラン35サンティームであった。ただし、上の表にある107,780,182フランとは一致しない。その理由は、公的費用の他に、寄付等の浄財が付け加わっているからである。医療・社会救済施設と慈善事務所の財源の配分についていえば、医療・社会救済施設は51,222,063フラン38サンティーム、慈善事務所は10,315,746フラン50サンティームであり、5倍近くの差が見られる⁶⁾。慈善事務所を中心とする在宅救護に比べれば、医療・社会救済施設の運営が多くの経費を必要としているからである。

そこで次に、1833年の慈善事務所のデータについて考察しておきたい。慈善事務所の総数は6,275か所で、在宅救護者数は695,932人であった。収入は10,315,746フラン50サンティームで、支出は8,956,036フラン8サンティームであった。支出の内訳は管理費-1,749,556フラン37サンティーム、

現物給付(食料)-3,377,648フラン54サンティーム、現金給付-2,570,725フラン8サンティーム、衣服代・光熱費・その他-1,258,106フラン9サンティームであった⁷⁾。

その後の慈善事務所の展開については、下記のデータから動向を読み取ることができる。

表2 慈善事務所数(1836年-1851年)

年	事務所数	自治体数	対自治体率	総人口
1836	6,466	37,140	17%	33,540,910
1841	7,482	37,040	20%	34,230,178
1846	8,484	36,819	23%	35,400,486
1851	11,378	36,835	31%	35,783,170

出典：Statistique de l'assistance de 1842 à 1853, 1858, p.xii.

要するに、1833年の事務所の数が6,275か所であったものが、1851年には11,378か所になる。19年間で5,416か所、年平均285か所が増えた計算になる。言い換えれば、1833年は住民10万人に19か所であったものが、1851年には31か所の割合になった。さらに付け加えれば、19世紀末の1880年には15,250か所に増え、慈善事務所は130万の貧しい人びとの在宅救護に当たるようになったのである⁸⁾。

最後に慈善事務所の収支データを挙げ、19世紀前半の動向を総括しておきたい。

表3 慈善事務所の収支(1833年-1851年)

〔歳入〕

西暦	独自の財源	現物寄付	現金寄附	遺贈金	その他	合計
1833	6,230,141	34,892	1,386,551	583,509	2,080,649	10,315,742
1836	6,094,825	48,938	1,386,274	684,822	2,242,388	10,457,247
1841	7,352,394	134,955	1,552,543	542,656	2,666,176	12,248,724
1846	8,397,048	100,221	2,351,130	778,406	3,280,794	14,907,599
1851	9,295,759	237,691	2,190,423	1,115,169	3,739,335	16,578,377

〔歳出〕

西暦	事務所費	食料費	衣類暖房費	現金支給	合計	被救済者数
1833	1,749,554	3,377,649	1,258,109	2,570,730	8,956,042	700,826
1836	1,922,104	3,109,464	1,270,986	2,242,388	8,897,055	764,040
1841	2,298,177	4,870,761	1,675,189	2,013,154	10,857,281	806,970
1846	3,033,687	6,265,313	1,987,484	2,904,746	14,191,230	923,347
1851	3,775,207	6,705,100	1,906,660	2,620,322	15,007,289	971,248

出典：Statistique de l'assistance de 1842 à 1853, 1858, pp.xv-xviii.

慈善事務所の財源については、すでに述べたように、不動産収入と資産収入とから成っている。また、その他に観劇税や自治体の補助金がある。歳入が規則正しく増加しているのは、寄附金や贈与、政府の特別な補助など、慈善の努力の結果によっているからである。たとえば、1833年－1837年の年平均の歳入は10,500,402フラン、1838年－1842年は12,501,290フラン、1843年－1847年は15,029,362フラン、1848年－1852年は16,168,483フランと年々増加している⁹⁾。この増加に合わせて、支出の増加にも規則正しい対応が見られる。特に支出の中で、食料の現物給付の占める比率が高い。現金よりも現物の方が救済効果が高いと考えられていたからであろう。

II. 事例研究

1. 首都パリの慈善事務所

もともと、パリには1796年以来、12の広域区(Arrondissement)にある48の地区(Section)に小規模な慈善事務所が設置され、主に在宅救護を行ってきた。1816年7月19日の「パリ市の慈善事務所と在宅救護の組織に関する内務大臣の命令」によって、48の慈善事務所が12に再編成され、各区役所に事務所が置かれた。各区の事務所は別に「救護所」(Maison de secours)と呼ばれる付属施設を持ち、そこで医師が診察したり、愛徳姉妹が集まり、貧者や極貧者に下着類や薬を配付したりしていた。1895年11月、救護所は廃止され「診療所」(Dispensaires)となり、もっぱら慈善事務所の医療薬事サービス面を分担した。慈善事務所の当初の任務は現物の分配であったが、1895年以降、慈善事務所の任務は現物救援から現金救援になった。また、事務所は施設や寄付行為の管理も担うことになった。以上が19世紀パリの慈善事務所の大雑把な動向である。

そこで次に、統計にもとづいて、パリの貧困者層がどのようなであったかについて考察しておきたい。

表4 パリの貧困者統計(1835年および1847年)

	1835年の人口	被救済者	%	極貧者	1847年の被救済者
1区	66,793	3,599	5.6	652	2,000
2区	74,773	2,646	3.6	774	1,407
3区	49,833	2,392	5.0	741	1,237
4区	44,734	3,129	7.1	760	1,278
5区	67,756	4,699	7.1	1,151	2,673
6区	80,811	6,936	9.1	1,288	3,050
7区	59,415	3,936	6.7	1,170	2,253
8区	72,800	9,938	14.3	1,967	5,059
9区	42,561	4,924	12.5	1,161	2,210
10区	83,127	5,073	6.3	1,704	3,012
11区	50,227	3,896	8.3	1,186	2,193
12区	77,456	11,357	16.7	2,697	6,191
合計	770,286	62,539	7.1	15,251	32,463

出典：Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du XIX^e siècle*, 1958 (réimpr. 2002), p.449. 喜安朗他訳『労働者階級と危険な階級』みすず書房、1993年、pp.465-466. より作成。

1791年5月15日時点のパリの人口は647,472万であったが、1801年10月のカミュの調査は547,416人と推計している。しかし、その内の111,626人(保護率は20.4%)が救済を受けていた¹⁰⁾。この比率の高さは革命の混乱による後遺症によって、生計を立てて行くことがむずかしい人びとが多いことを証明している。

表4のデータによれば、第8区(マレ、ポパンクール、サン＝タントワース、キャンズ＝ヴァン)、第9区(イル・サン＝ルイ、シテ、オテル・ド・ヴィル、アルスナル)、第12区(現5区、サン＝ジャック、サン＝マルセル、オブセルヴァトワール、ジャルダン・デュ・ロワ)は貧しい人びとが暮らす地域であり、相対的に救済を受ける人びとが多かった。特にサン＝マルセルにはムフタルという街があり、ここはパリでも有名なスラム、「貧民窟」であった。愛徳姉妹会のロザリ修道女が生涯にわたって縁を結んだこの狭隘な土地に、7,034人が生活していたのである¹¹⁾。

1801年のパリの保護率(20.4%)を起点にすると、1835年のそれは約3分の1(7.1%)になり、さらに1847年には4分の1に減じている。このような保護率の減少には、1830年代から始まるフラ

ンス産業革命の影響が考えられる。一般的にいえば、産業化が富の蓄積をもたらすが、その富は労働者の犠牲のもとに築かれることは衆目の一致するところである。都市における貧困問題と同様に深刻なのが労働環境や都市環境の劣悪化の問題である。ヴィレルメは1830年代後半の工場労働者の心身の健康調査を行い、産業化が人びとに及ぼす影響を明らかにしたし、また、産業化に伴う都市環境の悪化がチフス、コレラ、結核などの伝染病をパリの下町に蔓延させた。ブリュヌゾーやパラシ＝デュシャトレがパリの衛生調査を行うのも、このような時代状況のもとにおいてであった¹²⁾。

最後に、1829年から1841年までのパリで救援された貧困者の増減について、「救済施設の一般報告」(1829-1841)に挙げられたデータから確認しておきたい。すなわち、1829年－62,705人(8%)、1832年－68,986人(8.5%)、1835年－62,539(7.1%)、1838年－58,500(6.4%)、1841年－66,487(7.1%)である¹³⁾。この12年の間で救援された人びとの絶対数に大きな変化は見られないが、比率から見れば、8%台から7%台に減少している。1830年代の産業化は比較的生活の安定した熟練労働者層を生み出す一方で、未熟練労働者、日雇いなどの下層労働者や失業者を貧困状態へ固定化する働きをなしたのかもしれない。たとえば、1829年のある区における貧困家庭の世帯主の生業は、一般労働者、日雇い労働者、建設作業員、靴職人、仕立屋、運送業者、水運び人、馬車の御者、ポーター、下男、古物商、廃品回収業者、事務員等であった¹⁴⁾。

1829年5月25日にパリ第11区慈善事務所の管理者の一人、ジェランドー(Baron de Gérando)が国民議会に報告した内容について考察したい¹⁵⁾。

第11区はリュクサンブール地区、医学校地区、ソルボンヌ地区で構成されていた。この地域は現在の第5区、第6区に当たり、比較的富裕層が多い場所であるが、1835年当時は被救済率が8.3%で、パリでは平均よりも貧し人びとが多く暮らしている地域であった。

貧困な世帯は2,702家(5,906人)であるが、半数近くは寡婦か鰥夫の単独世帯である。すなわち6分の1は2人家族、3分の1は12歳未満の子どもが最低3人いる家族である。第11区の人口は約

65,000と推計され、5,906人は9～10%に当たり、貧しさと隣り合わせの状態にあることが理解できる。また、救護認定されている者は、80歳以上の老人79人、70歳台の老人190人、盲人37人で、合わせて306人である。

そこで、慈善事務所の歳入、支出について見ると、以下の通りである。

表5 パリ旧11区の慈善事務所の歳入と支出(1828年)

歳入	支出
1827年度の繰越金 … 2,632fr. 83c.	現物による救援 ……25,089fr. 10c.
救済施設からの払込金…72,899fr. 45c.	現金による救援 ……28,193fr. 83c.
内部の取入 ……16,088fr. 48c.	慈善事務所の施設費…31,676fr. 71c.
パリ市からの贈与 …… 1,263fr. 84c.	パリ市への贈与 …… 1,048fr. 84c.
保険金庫からの贈与 … 1,573fr. 30c.	東薪代 ……1,573fr. 30c.
合計 ……94,457fr. 90c.	
	合計 ……87,581fr. 78c.
	金庫の残金 …… 6,876fr. 18c.

出典：Michel Guillaume (dirigé), *La sécurité sociale, son histoire à travers les textes*, tome I, 1988, p.146, p.148. 略記号 fr. はフラン、c. はサンティーム。

歳入の中にはどの項目で処理されたのかは分からないが、遺贈が含まれている。故プレボ・クレヴクール夫人の遺贈・100フラン、故マルキー夫人の遺贈・150フラン、故ショサール氏の遺贈・600フラン、合わせて、850フランがそれである。当時、遺贈という寄付行為が慣習としてあったのかもしれない。支出については、表はどのように財源が使われるかを具体的に教えてくれる。現物による救援は、貧困者および徒弟のためのパン(4,288フラン7サンティーム、専業乳母に対する小麦粉(291フラン50サンティーム)、病人のブイヨンのための肉(6,422フラン40サンティーム)などの食料を配付するために多く支出されている。その他、貧困者のための衣服・下着類(4,792フラン59サンティーム)、薬代(4,487フラン72サンティーム)も目立つ支出である。現金による救援は、老人および盲人への救援費(20,485フラン)が群を抜いて多いが、一時的救援費、種痘、転院費用、遺産の処理、聖体拝領の衣服代等にも使われている。現物、現金による救援費の支出よりも高い比率を占めるのが、慈善事務所が管理する諸機関の維持経費である。すなわち、三つの救護所の経費(10,786

フラン 56 サンティーム)、三つの男児学校の経費 (9,376 フラン 58 サンティーム)、三つの女児学校の経費 (5,167 フラン 95 サンティーム)、三つの授産所の経費 (1,768 フラン 75 サンティーム) であり、独自の事業を維持しようとすれば、経費が高むことが分かる。

2. 地方都市ミュルーズの慈善事務所

一般的にいえば、19世紀前半フランスの慈善救済は自治体、宗教団体、民間団体に委ねられていたが、19世紀後半、とりわけ1880年代以降は救済責任が次第に国家に移行していく。ミュルーズの事例を考察する際にも、このような軌跡を念頭に置く必要がある。ミュルーズは、ライン河を挟んで、ドイツ、スイスと国境を接し、アルザス＝ロレーヌのオ＝ラン県に所在する人口11万3,794人(1985年時点)の地方都市である。ミュルーズは、19世紀初頭、小さな自治体にすぎなかったが、1850年代、綿織維工業が勃興し、さらに20世紀に入ると、世界一の苛性カリの生産地となり、工業都市へと発展した。マリー＝クレール・ヴィトゥは『19世紀ミュルーズの貧困問題と救済』(出版年不詳、1980年代と思われる)で、そのモノグラフを作成した。

まず最初にいうべきは、ミュルーズの飛躍的な人口増加である。1800年(6,000人)から1835年(13,804人)にかけて人口は2倍になり、1835年から1850年(30,000人)にかけては、高い人口増加率である。1850年から1855年までは、ほぼ変化は見られないが、1870年には垂直のカーブを描いて、65,000人と急上昇する¹⁶⁾。要するに、70年間で人口が10倍になったのである。しかし、問題は定住人口の傍らに浮動人口、外国から流入してきた移民労働者が1万弱存在することである。その多くは職業訓練中であり、中には物乞いをする者もいる。1806年にオ＝ラン県知事は、各自治体首長に宛てた書簡で「私があなた方に宛てた物乞いの禁止令と繰り返した命令にもかかわらず、物乞い、とくに外国人の物乞いが本県を自由に動き回っている状態である。偽の証明書、偽の推薦書の助けをかりて、彼らは人びとの同情を集めて、公的慈善の基金を真の貧者から奪っている」¹⁷⁾と述べている。1809年当時、市は80人の貧者と6人の物乞いを救

援しており、そうした貧者を支えたのは市当局だけではなく、同業者組合も救援を分担していたのである。そこで、1810年12月、ミュルーズ市は貧者のために救援救護の総合的な施設の計画を発表したが、実際は自治体の慈善事務所を当てにしないで、個人的な寄付や教会や、いく人かの工場主によって1810年に設立された貧者の学院(Institut des pauvres)が慈善活動を担っていた。

1823年、県側と自治体と慈善委員会との間で長い議論が重ねられた結果、慈善事務所が再組織され再出発した。ここでは誰が金庫の管理を引き受けるかが問題となった。最終的に、慈善事務所の出納責任者の役割となったが、慈善事務所管理委員会は、慈善事務所の財源管理は市役所で行われることが本来であると考えた。それというのも、貧しい旅人、貧困者、とくに病気の労働者や失業者、ミュルーズの豊かさの噂にひきつけられて流入してきた貧しい人びとは、救援を求めて当然市役所にやって来る。当局は当人が救済に値するかどうかを判断し、助役が救援金を直接支給し、市から彼らを立ち退かせる。このような方法を取らなければ、通りや家や仕事場は物乞いで一杯になってしまうからである。この追放策の一番の狙いは、外国からの失業者に対してであった。

1832年に慈善事務所の大改革が行われる。アンドレ・クー克蘭(André Koehlin)は浪費と非効用性を指摘した。年約81,000フラン(公私の団体からの寄付金27,000フランと募金)が費やされたにも関わらず、この町から物乞いがなくなっていないという¹⁸⁾。その原因は貧者に与えられるさまざまな援助を行う共通のセンターが存在しないからである。法定の慈善事務所の活動に、すべての慈善事業を統合すること、すなわち各地域の婦人と委員を連携させることによって、このセンターが指令塔の役割を果たす。その結果、貧困者すべてをすみやかに救済でき、外国人の物乞いを排除することができるのである。

1832年時点、28の地区が一人の委員と一人の愛徳姉妹の指導のもとに置かれている。彼らの役割は基本的なものであり、救済すべき人物のリストを提出してもらうことである。1844年、増大する支出に対して市長は、彼らに冬と夏の二度の在宅

訪問を要請した。それは救援を本当に必要としているかどうか、援助を打ち切ることができるかどうかをチェックするためである。これらの地区の委員は現物給付である食料や薬を与えるカードを配付する権限を有するとともに、地区の住民に対する基金の年間の義捐金募集の任務を負った。たとえば、1846年・1847年の義捐金の額は、22,154フラン75サンティームに達している¹⁹⁾。

財源についていえば、寄付する者の数が1830年代、1840年代、1850年代と順次増えている。もっとも多い寄付額は2フランから20フランの間であり、町の職人や小店主が大部分である。裕福なブルジョワは50フランから100フランを寄付している。1837年、義捐金提供者は町の人口の5%を占めていたが、1840年末、2%、1850年代は1.5%に減少している。この減少は貧困者の増大によることを示している²⁰⁾。地区の委員が集める義捐金は、1832年まで慈善事務所の主たる財源であった舞踏会、観劇、コンサート等からの救貧税を補填している。ちなみに、1846年・1847年の収入は、次の通りである²¹⁾。

表6 慈善事務所の収入

地区委員が集めた義捐金	22,154 fr.75 c.
さまざまな贈与	3,161 fr.95 c.
枢機卿会の支援金	1,000 fr.00 c.
貧者のための舞踏会の収益金	1,254 fr.85 c.
国民軍の宴会における義捐金	781 fr.90 c.
ホスピスで治療を受けた人からの取立金	1,311 fr.65 c.
捨て子養育費としての県の補助金	159 fr.00 c.
ユングニッケル氏のコンサート収益金	614 fr.15 c.
舞踏会、観劇等の収益金	5,733 fr.50 c.
保育所の使用料金	193 fr.45 c.
授産所の収益金	1,159 fr.65 c.
貯蓄金庫に預けた基金の利息	268 fr.00 c.
1845年 - 1846年の収入超過金	3,895 fr.65 c.
合計	41,708 fr.50 c.

出典：Marie-Claire Vitoux, *Paupérisme et assistance à Mulhouse au XIX^e siècle* p.64. 略記号 fr. はフラン、c. はサンティーム。

上の表から、特定者の善意による寄付が財源の半分以上を占めることが分かる。

物乞いの撲滅は、1832年改革のもう一つの目的

であった。1832年5月14日の市条例(アレテ)は、施しをした人に罰金を科すものであった。しかし、この施策は余り実効力をとまなわなかったようである。なぜなら、外国人労働者の国外追放のデータが、1852年-21人、1853年-18人、1854年-15人、1855年-13人、1856年-10人、1861年-5人、1862年-4人、1865年-11人と減少していったからである²²⁾。この数字の低さはミュルーズにおける本国送還(*passade*)という措置の終焉を意味する。どの自治体も国外追放のために要する財源を持っていなかったのである。

1832年5月14日のミュルーズ市条例は、下記の通りである²³⁾。

第1条 年齢、性別、外国人、市民の区別なくすべての個人は、城壁から1里以内で物乞いをしたことが判明した場合、今後、物乞いが属する行政上の措置を侵害することなく、逮捕され、法廷において法律に照らして有罪とされる。

第2条 このアレテの公示から数えて8日の猶予期間内に、市にいるすべての外国の物乞いは土地を出なければならぬ。さもなければ、法という手段を用いて拘束されるものとする。

第3条 物乞いには、必要であれば、通行証明書または旅費をとまった旅券が交付される。

第4条 ミュルーズ市に属する貧者で、障害や労働の欠如の故に、自らの、または家族の生存を保証することが出来ない者は、慈善事務所が指名する人物のもとに登録される。

第5条 地区委員、警察官、憲兵、農村・森林保安官、国軍は、印刷の上、公示されたこの命令を厳密に遂行する任務を負う。

要約すれば、毎年慈善活動に費やされる膨大な金額にもかかわらず、物乞いの撲滅に成功しなかった原因は、・慈善事務所の活動とその他の慈善制度を連携するができなかったこと、・貧者自身の肉体的知的および道徳的改善への努力義務の欠如、・物乞いを禁ずる法律の実施にむけての当局への協力性のなさにある。

内務大臣はミュルーズの統一性を欠く救済事情を心配して、「ミュルーズの貧者や病人は、(1) ホスピス、(2) 慈善事務所、(3) ジーゲフリード協会、(4) さまざまな労働者の団体、(5) 特定者の

慈善活動から救援を受けている。このような状況は貧困者に対する社会のさまざまな階層の十二分な心遣いを証明しているが、住民の善意を生かし切っていない。慈善行為がよりよく調整されれば、さまざまなサービスが有効に働くであろう²⁴⁾と述べている。さらに内務大臣は県知事に対して、「在宅支援の運営は、すべてジグフリード氏の手中にある。受け取った拠出金および団体によってなされる分配金の総額は1842年において3万フランに高まっている。この団体は、慈善事務所の役割を実際に果たしている。県知事殿、私はこの方法によってなされる慈善を後悔いたしません。非合法という口実のもとに、より上級の当局者の関与によって、特定者の慈善活動を妨げるつもりはありません。私は活動の広がりを認識しているからです。・・・ジグフリード氏の事業と慈善事務所の間に、摩擦を生じさせないで、将来、救援の配分に持続的な保証を与えるような関係を築きながら、この事業に合法的規則的な性格を与えられたい²⁵⁾と提案している。

ジグフリードが運営する「物乞い撲滅事務所」と慈善事務所は、同じ目的を持ち、ともに手を携えて歩んでいる。一方で物乞い撲滅事務所が施設救護された人を、他方で慈善事務所が在宅支援されている人を受け止めている。二つの機関が二重に関与するという事態は回避されているが、これら二つの機関だけでは、ミュルーズの貧困者すべてを救済することは無理である。1847年のデータによれば、慈善事務所が救済した数は1,287人であるのに対して、1,070人が民間の慈善協会によって救済されているのである²⁶⁾。

われわれがマリー＝クレール・ヴィトゥの事例研究から引き出してよい結論は、①産業の進展にともなう農村部からの流入と隣国からの移入によって、人口増加が生ずること、②不景気になって失業者が増えれば、従来の慈善事務所の在宅救護だけでは十分対応しきれないこと、③19世紀前半の公的救済は、単独では貧しい人びとの問題に対処できなく、民間の慈善行為を援用せざるをえなかったこと、④救済費は企業経営者や比較的裕福な階層の寄付によるところが多かったこと、⑤要するに、この時期未だ救済の公的責任が明確化

されていなかったという点であろう。

3. 田舎町（ル・ベジネ）の慈善事務所

慈善事務所の活動は、パリやリヨンをはじめとして大都市において組織的に行われていたとはいえ、地方の田舎町においては微々たるものであった。現在においても3万6,000の自治体があるが、往時、小さな自治体では独自性を持った救済は行われていなかったと見るのが順当であろう。このような様子を19世紀後半のル・ベジネ市を例に挙げて点検してみよう²⁷⁾。ル・ベジネは、イヴリンヌ県にある小郡（カントン）で、パリの西方15キロの地点にあり、セヌ河に取りまかれている。現在人口1万7,329人で、機械・電機工業がある。ル・ベジネでは、1876年9月19日の慈善事務所管理委員会の設置を待たなければならなかった。それまでは、婦人会の協力を得て、自治体の貧しい住民に救援物資が配付されていた。婦人会は1868年、土地所有者連合会によって設けられたものである。婦人会は新しい組織の中で、とくに既製服の製造と学校における救援サービスの監督の任務を負いながら、使命を果たそうとした。ル・ベジネの慈善事務所の作業は1876年11月3日に始まり、事務所は救済すべき人の名簿を作成し、国が定める法定の援助の規定がないまま、受益者のタイプ（老人、障害者、妊婦、学童を持つ家庭）を分類した。またサン＝ジェルマン・ホスピス（養老院）は、ル・ベジネの要請で病人を受け入れた。その後無料医療救済を定める1893年7月15日の法律とともに、中身の調整が始まった。原則的に、食料と衣類という現物の救援であった。また、定期的に回覧という形で、ベジネの住民に対して愛徳への呼びかけが行われた。

1892年3月7日の会議で、ベジネ管理委員会は食料配給所の組織と運営に関する規則を採択した。1892年の印刷物によれば、「非常に多くの貧しい人びとを救うために食料配給所がベジネ市の慈善事務所によって設けられた。これまで行われてきた食料の分配方法をよい方向に改めた。食料配給所は毎年11月初めから5月まで開くことになった。食料の管理はマリー託児所の所長に委ねられ、所長には年200フランが手当てされる。

表7 メニューと食材のリスト

スープ	肉	野菜	食材
・キャベツとジャガイモのスープ	・豚肉か牛肉 ・コーンビーフ	・三度豆かひらまめ ・肉または牛乳で炒めた米	・パン ・チーズ ・マカロニ
・肉なしの玉葱と葱のスープ	・ソーセージ ・ポークブロウン	・ジャガイモ	・ニンジン ・いわし ・マーマレード
・肉入りのブイヨン			

パン、ブイヨン、肉、野菜でできた10サンティーム相当の食事は、慈善事務所に交付したチケットの提示によって受け取る。ただし、食事は自治体に居住する貧困者に限定される。第12条は、家族のある貧困者に支給されるパンの量に関するものであり、「1日量4人分を超えないで、2つに切られた約1キロのパンとする」とある。フランスは伝統的に農業国であるために、余った農産物・酪農産品がふんだんに使われ、貧困者に食事が提供されていたのであろう。慈善事務所管理委員会の2人の委員が食料配給所を時々訪れ、サービスが規則通りに行われているかを確認する任務を負う。

ここでの知見の一つは、19世紀後半において農村部の小さな自治体の救済が田舎的な助け合いによって成り立っていた点である。もう一つは、慈善事務所の全国的普及と統一的基準にもとづいて運営される方向性が選ばれていく過程である。この点は、かつてイギリスの新救貧法（1834年）が各自治体でばらばらに行われてきた救済を一定の基準のもとに運営すべく改定された軌跡と符合する。

Ⅲ. 慈善事務所が果たした役割

ここでは3点にわたって、慈善事務所が果たした役割を検討したい。

第1は、慈善事務所の存在が人びとに安心感を与えたという点である。階層構造による生活のちがいに一瞥を与えながら、生活困窮者に与えられる救護費がどのような性格を持っていたのかを明らかにしたい。そこでまず、喜安朗が引用するピエール・ヴァンサール『パリの労働者』の記述によって、1849年当時の4人家族の労働者の年間家計費を確認したい²⁸⁾。

表8 年間家計費

パン	225フラン 50サンティーム
肉、野菜、ビール等	365フラン
家賃	100フラン
燃料費	20フラン
洗濯代	52フラン
燈火代	20フラン
家具維持費	25フラン
被服費	155フラン
合計	992フラン 50サンティーム

いつの時代にも、その時代に設定された衣食住の生活充足線がある。その線は相対的であり、決して絶対的なものではない。表にあるような家族は、1830年代から加速されるルイ＝フィリップの産業振興策の恩恵を受けた熟練労働者層であり、よほどのことがない限り、慈善事務所に縁のない人びとである。この約1,000フランは現在の日本円に換算した場合どの程度になるのか。鹿島茂の『怪帝ナポレオン三世』の記述から、1838年の1フランが1,000円に相当すると推測できる。この点から、1,000フランは百万円程度であろう²⁹⁾。続いて彼らの中には非熟練労働者層がおり、日々の暮らしをやり繰りしながら、時々金欠状態になると、公益質屋（Mont de piété）を利用するのが日常的であった。表1の500万件の貸与実績から明らかである。

しかし、本論での対象者は、すでにパリの慈善事務所の項で見たように、日雇い労働者であったり、病人であったり、失業中の者であって、その日の生活もあやうい人びとである。慈善事務所の救護費については、いくつかの手がかりがある。たとえば、ルイ・シュヴァリエはビュレ（Buret, 1810-42）の記述³⁰⁾にもとづいて、貧困の拡大に対して1836年、現金給付額として年22フラン35サンティームが支給され、この恩恵を受けた数はパリで62,329人であったとしている³¹⁾。また、ジェラントーは1835年の現金給付額が年1人につき15フラン32サンティーム、年1世帯については33フラン5サンティームであったが、間もなくこの額は年1人につき20フラン15サンティーム、1世帯については年41フラン92サンティームと増額されたと述べている³²⁾。この支給額は些少の額のように思われるが、実際は食料品、衣服、薬品、家賃補助な

ど現物支給が行われていたのである。また、ポール・シェール (Paul Cère) は、救護費が一人当たり年平均 11～12 フランであり、その内訳は食費 6 フラン、衣服代・光熱費 (薪) 2 フラン、現金 3 フランであるとしている³³⁾。何はともあれ、慈善事務所が受付窓口になったり、食料配給所が開かれていることは、貧しい人びとに安心感を与えていたにちがいない。

第2は、慈善事務所の運営がさまざまな人びとの協力のもとに成り立っており、この体制が地域社会の救済意識を高める役割を果たした点である。もともと慈善事務所は、わが国の福祉事務所のように自治体の業務的部局として位置づけされておらず、庁舎内にあつても間借りをしているような存在であった。この点は今日の自治体社会福祉活動センターにおいても同様である³⁴⁾。センターは公的な機関ではあるが、自治体の部局とは一線を画しており、自主的な活動を展開しているのである。

一般的に慈善事務所の活動は若干の管理委員によって運営されるが、実際の仕事は愛徳姉妹会の修道女や博愛協会のボランティア女性に担われていた。たとえば、リヨンにおいては、6つの愛徳事務所に在宅救護の仕事が委ねられていたし、レンヌの慈善事務所は愛徳姉妹会の施設内に置かれていた。また、ミディ (南仏) の各都市では、在宅救護の制度は宗教団体に委ねられている。トゥールーズは愛徳姉妹会、モンペリエはミゼリコルディア会、ブルターニュ半島の各都市も愛徳姉妹会が協力している。さらにいえば、1805年から1858年にかけて民間団体の博愛協会の6つの診療所が救済活動に参加している³⁵⁾。

このような協力関係についていえば、最近、田中拓道が「公と民の対抗から協調へ」を発表し、「公」(国家)と「民」(中間団体)の相補的關係を取り上げている。田中は民間福祉の代表として「名望家の博愛事業」や共済組合の役割を強調している。この点は、19世紀の慈善事務所がさまざまな人びとや団体によって運営されたことを確認させてくれる³⁶⁾。

第3は、慈善事務所が果たした潜在的機能の問題である。慈善事務所は、多くの経費を要する施設での収容保護策よりも、在宅救護による負担の軽減

を図ることにねらいがあったのは確かである。しかし、大森喜弘は「ここには財政的負担の軽減という現実的な要請と同時に、他方で家族の絆を尊重し、その自立を助けるのが『公助』の理想だとするフランスの福祉思想が貫徹している」³⁷⁾と述べ、その潜在的機能は貧困家族の公的な管理・監視にあると推測している。慈善事務所が貧しい人びとの実態把握に貢献したことも事実であろう。しかし、この半官半民の組織の財源の多くが地域住民の寄付によって賄われていたところに深い意味が隠されている。自発的な寄付行為は、貧しい人びとを捨ておけないという友愛や連帯感が醸成されるための不可欠な要素である。このような体験の積み重ねが福祉精神を形成することになるのである。

おわりに

19世紀のフランスは、政体についてだけでも第一帝政、王政、第二共和制、第二帝政、第三共和制と目まぐるしく変わり、しかも産業化の途上であった。市井の人びとにとって、この社会の全体像や方向性を理解することはほとんど不可能であったものと想像される。このような時代状況にあっては、貧しい人びとに対する配慮はなきに等しいものであった。総じていえば、フランス革命期とは異なって国家の救済責任が曖昧化され、実際の責任は民間・宗教団体や自治体に委ねられていたのである。

中世以来フランス革命に至るまで、カトリックが慈善活動に果たした役割は衆目の一致するところであるが、革命によって救済制度は瓦解した。ナポレオンの政権下で救済制度の再構築が着手されるが、それは遅々とした動きの中においてである。カトリックもかつての勢いを失っていた。このような閉塞状況において、サン＝シモン (1760-1825)は産業家も労働者も共に生産に従事するものとして、自己の産業社会論にキリスト教の思想を接ぎ木した。すなわち、サン＝シモンは『新キリスト教』(1825)を著して、礼拝や儀礼を中心とする従来のキリスト教から脱却し、富める者が貧しい人びとを兄弟として救済するという考え方を提

唱した。しかし、オザナムのような一部の若者たちは、カトリックの原点に立ち返ること、信仰の証として隣人愛の実践、すなわち貧しい人びとに対する慈善活動を選んだ。それは細々とした活動ではあったが、当時の人びとの共感を呼んだことは歴史的事実である。このようなさまざまな人びとの善意が19世紀末に、社会連帯の思想へと結実していったのである。

〔注および引用文献〕

- 1) Nadine Vivier et autres, *Dictionnaire de la France du XIX^e siècle*, 2002, pp.24-25. 文中にある協会について、若干説明を加えておきたい。デレセール博愛協会 (Société philanthropique de Delessert) は、自然科学者であるとともに実業家であったバンジャマン・デレセール (Benjamin Delessert, 1773-1847) が中心となって1802年に創設された民間の慈善団体である。デレセールはまた、1818年にフランスで最初に貯蓄金庫を設けた人物でもある。聖ヴァンサン・ド・ポール協会 (Société de Saint-Vincent dePaul) はパリ大学法学部学生であったフレデリック・オザナム (Frédéric Ozanam, 1813-1853) が友人とともに1833年に結成した在家信者の救援組織である。オザナムについては、拙稿「聖ヴィンセンシオ・ア・パウロとオザナムの信仰と救済」(The Ozanam News, 2006年12月号、2008年9月号)を参照されたい。
- 2) Site internet institutionnel de l'Assistance Publique-Hôpitaux de Paris, Le service des archives de l'AP-HP (2010/03/15) より引用。
- 3) Ad.de Watteville, *Code de l'administration charitable*, 1841, pp.141-144.
- 4) 救護地を設けた法令は、共和暦2年ヴァンデミエール24日 (1793年10月15日) の「物乞い撲滅施策に関するデクレ」である。これは救護を自治体に負担させるための措置である。具体的には、救護地は出生地、1年以上居住した場所であるが、70歳以上の老人はこの限りでない。ただし、放浪者や通行手形・証明書を持たない20歳以下の者には救護地が与えられない。Cf. *Bulletin trimestriel*, Année 1908, pp. 347-348.
- 5) *Statistique de l'assistance de 1842 à 1853*, 1858, p.xii.
- 6) Ad.de Watteville, *op.cit.*, pp.v-vi.
- 7) *Ibid.*, pp.98-99.
- 8) Nadine Vivier et autres, *op.cit.*, p.35.
- 9) *Statistique de l'assistance de 1842 à 1853*, 1858, p.xiii.
- 10) Jean Imbert (dirigé), *La protection sociale sous la Révolution française*, 1990, p.463.
- 11) Haim Burstin, *Le Faubourg Saint-Marcel à l'Epoque Révolutionnaire*, 1983, p.76.
- 12) Cf. Louis-René Villermé, *Tableau de l'Etat physique et moral des ouvriers*, 2 volumes, 1840. Pierre-Emmanuel Brunesea (1751-1819) は、パリ市公共事業監督官で、ヴィクトル・ユゴーの友人。Alexandre Parent-Duchâtelet, *De la prostitution dans la ville de Paris* (posthume), 2 volumes, 1836.
- 13) Catherine Duprat, *Usage et pratiques de la philanthropie: Pauvreté, action sociale et lien social, à Paris, au cours du premier XIX^e siècle*, volume 1, 1996, p.66.
- 14) *Ibid.*, p.71.
- 15) Michel Guillaume (dirigé), *La securite sociale, son histoire à travers les textes*, tome I, 1988, pp.144-149.
- 16) Marie-Claire Vitoux, *Paupérisme et assistance à Mulhouse au XIX^e siècle*, [出版年不詳] pp.6-7. 1810年9月時点のミュルーズの工場および仕事場の労働者は15,000人であり、その内訳は、10のラシヤ製造工場に3,500人、40のなめし革工場に100人、16のモロッコ革製造工場に30人、1つの壁紙工場に350人、3つの綿織物工場に550人、4つのシャム更紗工場に4,500人、14のプリント亜麻布工場に5,500人となっている (*Ibid.*, p.38)。
- 17) *Ibid.*, p.47.
- 18) *Ibid.*, p.51.
- 19) *Ibid.*, p.54.
- 20) *Ibid.*, p.54.
- 21) *Ibid.*, p.64.
- 22) *Ibid.*, p.65.
- 23) *Ibid.*, pp.66-67.
- 24) *Ibid.*, p.68.
- 25) *Ibid.*, p.68.
- 26) *Ibid.*, p.69.
- 27) Vesinet-Magazine, no95, décembre 1992. Les premières oeuvres sociales du Vésinet. (2010/3/15) より引用。
- 28) 喜安朗『パリの聖月曜日・19世紀都市騒乱の舞台裏』岩波書店、2008年、78頁。
- 29) 鹿島茂『怪帝ナポレオン三世』講談社、2010年、47頁、247頁。ただし、著者は算定基礎となった文献を挙げていないので、あくまで参考程度に止める。
- 30) Antoine-Eugene Buret, *De la misère des classes laborieuses en Angleterre et France*, 1840. については、稲井誠「E. ビュレの『貧困論』」CREI Discussion Paper Series, 2007年に詳しい分析がある。この手堅い論文が拙稿執筆の動機となった。
- 31) Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du*

- XIX^e siècle*, 1958, p.445.
- 32) Le B^{on} de Gérando, *De la bienfaisance publique*, 1839, tome II, p.356.
- 33) Paul Cère, *Les populations dangereuses et les misères sociales*, 1872, p.212.
- 34) 今日の自治体社会福祉活動センターについては、次の文献を参照されたい。拙稿「フランスにおける地方分権化後の社会福祉」『花園大学社会福祉学部研究紀要』1998年、71頁－80頁。拙稿「第11章 社会扶助」藤井良治・塩野谷裕一編『先進諸国の社会保障6 フランス』東京大学出版会、1999年、223頁－244頁。
- 35) Le B^{on} de Gérando, *op.cit.*, pp.356-360. Cf. André Gueslin, *Gens pauvres, pauvres gens dans la France du XIX^e siècle*, 1998, p.274.
- 36) 田中拓道「公と民の対抗から協調へ—19世紀フランスの福祉史」高田実・中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房、2012年、128頁－133頁。
- 37) 大森弘喜「19世紀初頭パリの救貧行政」『経済系』関東学院大学、第238集、2009年9月、24頁、27頁。

